

2011年7月8日

研究推進連携機構

(2022年1月一部修正)

論文発表と特許出願

1. 【原則】発表前の出願が基本

特許は原則として未公開の有用な技術に対して与えられるものであることから、**発表前の出願が基本です。**そこで、有用な権利取得を目指すべく、学園としては、教職員には、つねづね発表予定日（公知になる前）の3ヶ月前までに「発明の届出書」の提出をお願いしています。

2. 【個別の案件】発表予定日の直前の研究成果

発表予定日の直前になって発明が完成することは、研究の流れの中で稀ではありません。研究者の心情としては公表を優先されたいところですが、知的財産確保の観点から以下の確認を行うことが重要です。

(1) 当面の発表では当該成果を伏せることができないか

ー可能であれば、出願後の次の機会まで発表を差し控えてください。

(2) 発表の場を非公開にできないか

ー学内の卒論発表会・修士論文審査会等については、参加者全員から秘密保持誓約書（別紙2参照）への署名を得ることで、非公開の場であったことの書証が残り、出願検討対象となる内容の新規性が損なわれることを防止できます。

(3) 出願日確保のための暫定出願の適用可否

ー技術内容の公表期日が迫っていて正規出願書類作成が困難なときに、この公表による新規性喪失を避けるために、事前に方式面での不受理処分を避けるための最小限の加工を公表予定原稿に施したものに基づいて明細書記載要件不整備のまま出願書類を作成して暫定的に出願し、その後1年以内に国内優先出願を行って不備を是正する方式です。しかし、**出願費用は約2倍近くかかり、出願を補強することができない場合は、良質な特許（学園のシーズ）にできない上将来の不良資産になります。**

(4) 新規性喪失の例外規定（特許法第30条）の適用可否

【例外事項】

- ① 特許を受ける権利を有する者（以下「本人」）が試験を行って新規性を喪失した場合
- ② 本人が刊行物または通信回路を通じて発表したことによって新規性を喪失した場合
- ③ 本人が特許庁長官の指定する学術団体が開催する研究集会（大学主催の研究会はこれに該当）において文書をもって発表することによって新規性を喪失した場合
- ④ 本人の意に反して新規性を喪失した場合
- ⑤ 本人が政府または地方公共団体が開設する博覧会に発明品を出品することにより新

規性を喪失した場合

【留意点】

- ① 前記例外事項に該当する自己の公表がその後~~6ヶ月~~^{1年}以内の自己の出願の拒絶理由とならないことが規定されているだけなので、自己の公表と出願との間に同一または類似技術についての他人の出願または公表があるとそれらによって自己の出願が拒絶される恐れがあります。
- ② 複数回の公表が行われた場合には、すべての公表について証明書の提出が必要であります。また、その中に一つでも口頭だけでの発表や特許庁が認めていない団体が主催する研究集会での発表があると、それらが拒絶理由となります。
- ③ 論文の著者と出願時の発明者との関係を整理する必要があります。
- ④ 外国出願において出願国が一部の国（米国、カナダなど）に限られるなどのデメリットがあります。
- ⑤ 特許請求の範囲の設定が、発表内容から自明な範囲に制限されます。
- ⑥ 学生が論文発表（卒論、修士）を行うことから、学生を発明者として扱うことを検討する必要があります。

【位置付け】

このように新規性喪失の例外規定を適用する出願には制約が多く、手続が煩雑なため弁理士費用も高額となるので、あくまでも万策尽きたときの救済策と位置付けて、厳に乱用を控える必要があります。

3. 方針

上述したように、新規性喪失の例外規定（特許法第30条）の適用は、制約が多いことから、あくまでも万策尽きたときの救済策として扱うこととします。

また、卒業研究の発表、修士論文の発表については、「予定日の直前になって発明が完成した場合の対応」に従って対応してください。

なお、博士論文の場合には、新規性喪失の例外規定の適用での対応はできませんので、出願の可能性については研究支援部署にご相談下さい。